特定目的会社／導管性要件

3. 損金算入対象となる利益配当額

以下の要件を満たす利益配当の支払額で、配当損金算入前・欠損金の繰越控除前の当該事業年度の所得の金額以下の金額

$$\frac{\text{利益の支払額}}{\text{税務上の配当可能利益（※）}} > 90\%$$

※税務上の配当可能利益

＝当該事業年度の税引前当期純利益

－前期繰越損失

－特別損失に細分された減損損失の金額の100分の70（復興法人税が課税される事業年度は80%）に相当する金額

－特定社債控除

4. 申告要件

当該事業年度の確定申告書等に損金の額に算入される金額に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する記載の添付があり、かつ、対象法人の要件の②及び③に掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存していること